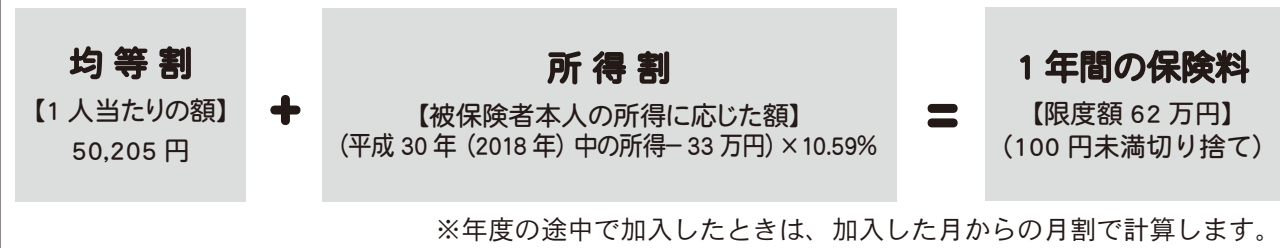


平成 31 年度（2019 年度）の保険料の計算方法

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

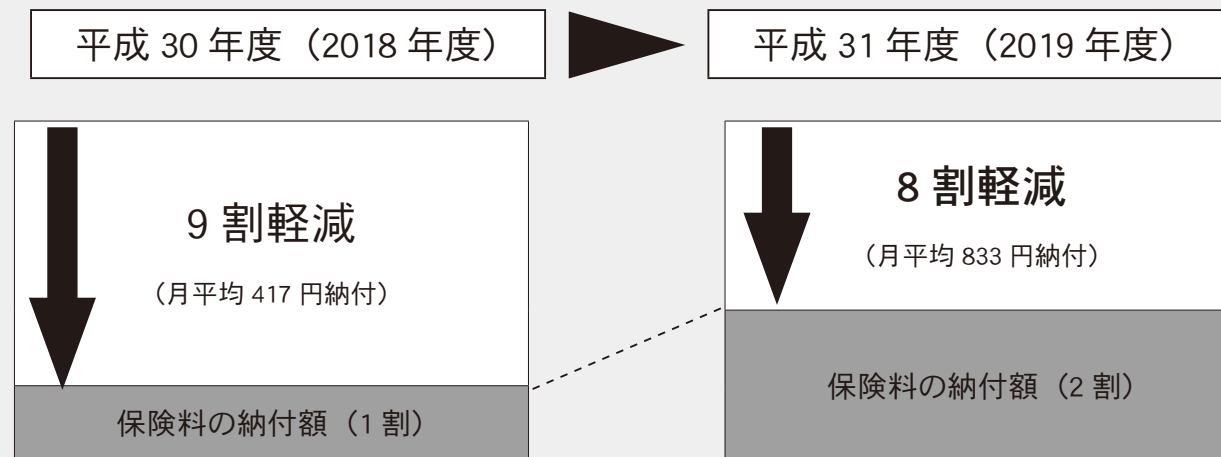


保険料軽減特例の見直しについて

保険料の均等割 9 割軽減について

●保険料の均等割について、これまで 9 割軽減となっていた方は、今年度、8 割軽減に変わります。8 割軽減への変更にあわせて、介護保険料については今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化（月平均 766 円軽減）されます。また、所得の低い年金受給者の方へは、今年 10 月から、老齢年金生活者支援給付金（金額は保険料を納めた期間等により異なります）の制度が始まります。

例) 年金収入 80 万円以下の方



- 老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件（65 歳以上で老基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が 879,300 円以下）を全て満たす必要があります。基本的に 10,11 月分を 12 月（年金の支払日と同日）に振込みます。
- 保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は 10 月からです。

問合せ先	北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市） ☎ 011 (290) 5601
	【後期高齢者医療保険】 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214
	【介護保険】 役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214
	【年金生活者支援給付金】 ねんきんダイヤル ☎ 0570 (05) 1165

後期高齢者医療制度の見直しについて

均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成 30 年度 (2018 年度)】		【平成 31 年度 (2019 年度)】	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円（かつ、被保険者全員が所得 0 円）※年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下	9 割軽減	33 万円（かつ、被保険者全員が所得 0 円）※年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下	8 割軽減

均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2 割・5 割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成 30 年度 (2018 年度)】		【平成 31 年度 (2019 年度) から】	
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + (27 万円 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減	33 万円 + (28 万円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減	33 万円 + (51 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減

被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直しされました

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり見直しされました。

【平成 30 年度 (2018 年度)】			【平成 31 年度 (2019 年度)】		
区 分	所得割	均等割	区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5 割軽減	被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	制度加入から 2 年を経過する月までの期間のみ 5 割軽減

▼所得の状況により、均等割の軽減割合が 8.5 割、または 8 割に該当することがあります。